

中国税務速報

2014 年 2 月 20 日

●1 会社登記手続きの緩和および年度検査制度改革

国務院は 2014 年 2 月 7 日に「登録資本登記制度改革方案」（国発 2014 7 号）を公布しました。払込資本金制度から授權資本金制度に変更し、最低登録資本金の制限を撤廃するとともに、資本金検査（驗資）報告の提出が不要となりました。また、住所登録手続きの簡略化、営業許可書の電子化および会社登記のネット申請手続きなど、会社設立登記手続きの簡略化が図られました。さらに、従来の企業年度検査制度は取り消され、企業年度報告公示制度に変更されました。

当方案は、公司法の改正案と同様、2014 年 3 月 1 日から施行されます。

http://www.gov.cn/zwqk/2014-02/18/content_2611545.htm

●2 商業小売企業の棚卸資産損失の損金算入問題に関する公告

国家税務総局は 2014 年 1 月 10 日付で、「商業小売企業の棚卸資産損失の損金算入問題に関する公告」（国家税務総局公告 2014 年第 3 号）を公布し、「企業の資産損失の所得税損金算入に係る管理弁法」（国家税務総局公告 2011 年第 25 号）に規定される商業小売企業の棚卸資産損失の損金算入問題を以下の通り報告いたします。

- (一) 商業小売企業の棚卸資産が盗難、処分、廃棄、期限切れ、破損、腐敗、ネズミの齧り、顧客の返品等正常な原因で発生する損失は、棚卸資産の正常損失と見なされ、勘定科目で分類・集計し、集計した金額について、リスト形式で企業所得税の納税申告を行い、同時に棚卸資産損失状況分析報告書を提出します。
- (二) 商業小売企業の棚卸資産が風、火、雷、地震等の自然災害または倉庫保管、運送事故、或いは重大事件の発生等の非正常な原因で発生する損失は、棚卸資産の非正常損失と見なされ、専項申告の形式で企業所得税の納税申告を行わなければなりません。
- (三) 個別棚卸資産の損失が 500 万円を超える場合、如何なる原因で発生したかにかかわらず、専項申告の形式で企業所得税の納税申告を行わなければなりません。
- (四) 本公告は 2013 年度及びそれ以降の年度の企業所得税の納税申告に適用します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c633193/content.html>

●3 実際管理機構基準により居住者企業の認定を実施することに関する問題に関する公告

国家税務総局は 2014 年 1 月 29 日付で「実際管理機構基準により居住者企業の認定を実施することに関する問題に関する公告」（国家税務総局公告 2014 年第 9 号）を公布し、「国外において登録される中国資本の持分支配企業につき実際の管理機構基準により居住者企業と認定することに関する問題に関する国家税務総局の通知」（国税発[2009]82 号、以下「通知」をいう）の関連条項を修正しました。

「通知」第二条に規定する居住者企業認定条件に合致する国外中国資本企業は、国内の主要投資者の登録地主管税務機関に居住者企業の認定申請を提出しなければなりません。主管税務機関は当該企業を居住者企業とイニシャル判定をした後に、省レベル税務機関に提出し確認してもらいます。省レベルの税務機関が確認後、国内その他投資地の省レベル税務機関に転送します。

本公告に従い居住者企業を認定する際、省レベル税務機関が確認後、30 日以内に国家税務総局に報告し、国家税務総局のウェブサイトを通じて公表します。

国外において登録する中国資本の持分支配企業は居住者企業と認定される年度から、中国国内の他の居住者企業から取得した以前の年度(2008年1月1日以降に限定)の利息、配当金等の権益性投資収益を受け取る際に、企業所得税が免除できます。

当該公告は2013年度及び以降年度の企業所得税の納税申告に適用します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c650632/content.html>

●4 企業範囲内のはげ山、林地、湖等の敷地に関する都市土地使用税関連政策に関する通知

財政部と国家税務総局は2014年1月20日付で、土地の使用効率を上げ、集約用地の節約を促進するために、「企業範囲内のはげ山、林地、湖等の敷地に関する都市土地使用税関連政策に関する通知」(財税[2014]1号)を公布しました。

関連規定に従い、都市土地使用税を免除された企業の範囲内のはげ山、林地、湖等の敷地について、2014年1月1日から2015年12月31日まで、都市土地使用税が半減されます。2016年1月1日から、都市土地使用税を全額徴収することになります。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c652779/content.html>

●5 国家外貨管理局 資本項目外貨管理政策をより一層改善及び調整することに関する通知

国家外貨管理局は、2014年1月24日付で、資本項目外貨管理改革を更に深化し、行政承認プロセスを簡素化し、貿易投資を便利するために、「資本項目外貨管理政策をより一層改善及び調整することに関する通知」(匯発[2014]2号)を公布しました。主に、以下の内容が含まれます。

- (一) ファイナンスリース会社の対外債権管理を簡素化する
- (二) 国外投資者が国内不良資産を譲受する際の外貨管理を簡素化する
- (三) 国内機構が国外直接投資の前期費用管理をさらに緩和する
- (四) 国内企業の国外貸付管理をさらに緩和する
- (五) 国内機構の利益対外送金を簡素化する
- (六) 個人財産移転の為替送金管理を簡素化する
- (七) 証券会社の「証券業務外貨経営許可証」の管理を改善する

当該通知は2月10日より施行されます。

http://www.safe.gov.cn/wps/portal/!ut/p/c5/04_SB8K8xLLM9MSSzPy8xBz9CP00s3gPZxdnX293QwM L7zALA09P02Bnr1BvlyNvc6B8pFm8s7ujh4m5j4GBhYm7gYGniZO_n4dzoKGBpzEB3eEg-DrB8kb4ACOBvpHvm5qfoFuREGWSaOigDuOwR_/dl3/d3/L2dJQSEvUUt3QS9ZQnZ3LzZfSENEQ01LRzEwODRJQzBJSUpRRUpKSDEySTI!/?WCM_GLOBAL_CONTEXT=/wps/wcm/connect/safe_web_store/safe_web/zcfg/zbxmwhgl/zbxmzh/node_zcfg_zbxm_zbzh/9d1e970042ac65eca47aecbb69c3a378

●6 上海自由貿易試験区が国際船舶運送・国際船舶管理業務の外商投資比率を拡大する

2014 年 1 月 27 日、交通運輸部が「中国（上海）自由貿易試験区が国際船舶運送・国際船舶管理業務における外商投資比率の拡大試行実施弁法に関する公告」（交通運輸部公告 2014 年第 2 号）を公布しました。

当該通知により、国務院交通運輸部主管部門の批准を経て、試験区で外商投資比率が 49%を超える中外合弁企業、合作企業を設立でき、それらの企業が有するまたは実際経営している船舶は中国港を出入りする国際船舶運送業務を経営することができます。

上海市交通運輸部主管部門の批准を経て、試験区で設立された外商独資企業は国際船舶管理業務を経営することができます。

当該通知は公布日より施行されます。

http://www.moc.gov.cn/zfxxgk/bnssj/syj/201402/t20140208_1573450.html